

河原あすなる施設整備費借入金償還補助金交付要綱

別表改正(平成14年4月改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、河原あすなる施設整備費借入金償還補助金(以下「本補助金」という。)について、河原町補助金等交付規則(昭和46年河原町規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人あすなる会が本町内に特別養護老人ホーム河原あすなるを設置するために、社会福祉・医療事業団から借り入れた借入金の償還金に対し、予算の範囲内において河原町が補助金を交付することにより、老人福祉施設の建設を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 償還元金 社会福祉・医療事業団から借り入れた借入金の償還時における元金

(1) 償還利子 社会福祉・医療事業団から借り入れた借入金の償還時における利子(延滞金に係るものは含まない。)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる事業に応じて、当該事業を行うための施設整備費及び設備整備費の償還元金及び償還利子とし、交付する補助金の額は、それぞれ同表第2欄に掲げる額を合算した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第1~8条の規定による実績報告は、補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成14年3月31日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

別表

1. 特別養護老人ホーム河原あすなろ建設事業	償還元金のうち 122,800,000 円及び償還利子の1/2
2. 特別養護老人ホーム河原あすなろ増床整備事業	償還元金のうち 15,000,000 円及び償還利子の1/2

改正(平成14年4月)